

優先発注取扱方針の改正概要について

1 趣旨

H25年4月に施行される障害者優先調達推進法への対応、「兵庫県工賃向上計画」で設定したH26年度の工賃目標(県平均15,000円/月(H23年度実績:11,868円))を達成するため、企業へのインセンティブ施策の一つとして、「障害者雇用促進企業及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針」を改正する。

2 改正の概要

県の役務又は物品の調達に係る優先発注取扱方針を改正し、指名競争入札及び随意契約を実施する場合の特例措置の適用対象に、次の企業を追加する。

(1) ひょうご障害者ハート購入企業及び多額購入企業の追加

ア ひょうご障害者ハート購入企業

(ア) 認定要件 法定雇用率を充たし、県内事業所等から年間100万円を超える物品又は役務を調達している企業

(イ) 特例 (障害者雇用促進企業(常時雇用数×3.6/100以上かつ2人以上雇用)と同様)

| | |
|--------------------|--|
| 指名競争入札 | ・原則として、指名業者に次の企業を1者又は複数追加して選定 〔「ひょうご障害者ハート購入企業」、障害者雇用促進企業又は多数障害者雇用企業〕 |
| 少額随意契約(Ex.印刷250万円) | ・原則として、見積りを徴する相手方に次の企業を1者又は複数追加 〔「ひょうご障害者ハート購入企業」、障害者雇用促進企業又は多数障害者雇用企業〕 |

イ 多額購入企業

(ア) 認定要件 法定雇用率を充たし、県内事業所等から年間500万円を超える物品又は役務を調達している企業

(イ) 特例 (多数障害者雇用企業(常時雇用数×20/100以上かつ5人以上雇用)と同様)

| | |
|--------------------|--|
| 少額随意契約(Ex.印刷250万円) | ・見積書を徴する相手方を次の企業等に限って契約が可能 〔「多額購入企業」、多数障害者雇用企業又は障害福祉事業所〕 |
| 上記を超えた随意契約 | ・一会計年度で1回のみ、次の企業等に限って500万円以下の契約が可能 〔「多額購入企業」、多数障害者雇用企業又は障害福祉事業所〕 (上記のほか、ひょうご障害者ハート購入企業の特例と同じ。) |

(2) NPO法人兵庫セルフセンターに係る規定整備・特例拡充

ア 障害福祉サービス事業者の共同受注窓口としての機能の明確化

イ 予定価格が地方自治法施行令第167条の2に規定する限度額を超えて随意契約を行う場合、回数制限なく500万円以下の契約を可能にする。(現行は、1会計年度で1回のみ可能)